現行の「文京区地域福祉保健計画」総論 第一章5(2)(P.9)を改定

地域共生社会の実現に向けての方向性

- •区ではこれまで、地域共生社会1の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした"文京区における地域包括ケアシステム"の構築に取り組んできた。
- あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してきた。
- ・しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じている。
- このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野 ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在 している状態も見受けられるようになっている。
- 区では、こうした複雑化・複合化した課題や社会保障制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を"文京区における地域包括ケアシステム"に取り入れ、多機関や多分野が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指す。
- ・また、重層的支援体制の3つの支援(相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援)を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な 支援につなげ家族全体の支援を行うことができる体制整備を進める。
- •同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う 地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題²」も見据え、地域課題の解決 を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必 要がある。
- 引き続き、"文京区における地域包括ケアシステム"を推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流(ごちゃまぜ)の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって「我が事」として参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図る。

¹ **地域共生社会** 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の 多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住 民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

² **2040 年問題** 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が 2040 年に直面すると考えられている問題の総称。